理工学教育部博士課程 学位論文評価基準

(審査体制)

学位論文審査にあたり、次の委員で構成される審査委員会を組織する。また、学位論文を受理 する前に実施する予備審査において組織する予備審査委員会の委員も同様に構成する。

- (1) 教育部の研究指導担当教員のうちから,主指導教員を含め3人以上(教授2人を含む。) とする。この場合において,うち1人は、学生の所属する専攻以外の教員とする。 ただし、学生の所属する専攻以外の教員に適任者がいない場合は、他の教育部又は他の 大学院若しくは研究所等の教員等とすることができる。
- (2) 必要があるときは、他の教育部又は他の大学院若しくは研究所等の教員等から2人以内を、前号の委員に加えることができる。

(審査方法)

学位論文を受理する前に予備審査を行い、学位論文提出の可否を決定する。 審査委員会では、論文審査及び最終試験を行う。

(評価項目)

- 1. 論文のテーマ・内容に学術的あるいは社会的な貢献があること。
- 2. 論文の内容が信頼性・倫理性を持つこと。
- 3. 学位論文の体裁や形式が整っており、文献が適切に引用されていること。
- 4. 論理が首尾一貫しており、結論が明確であること。

なお、この基準に定めるもののほか、各専攻において必要なものがある場合は、当該専攻において別に定めることがある。

(評価基準)

上記の評価項目のすべてを満たすこととする。